

介

護サービスについては、財源の安定的な確保を図るため、給付と負担の関係が明確な社会保険方式とする。このとき、給付費の2分の1を高齢者の負担する第1号保険料および40歳以上64歳以下の負担する第2号保険料で、また、国と地方自治体の公費で2分の1を賄うこととされている。

第2号保険料は、世代間の連帯と支援（世代間扶養）の観点、40歳から64歳以下の者は自らの要介護リスクは低いが介護保険制度により家族の介護負担が軽減されること、従前の老人保健制度で一定の負担をしてきたことなどを踏まえて徴収することとされた。第2号保険料は、確かかつ効率的な徴収を確保する観点から、介護保険者（市町村）に代わって各医療保険者が医療保険料と併せて賦課徴収し、一括納付する徴収代行の仕組みとなっている。第1号保険料と第2号保険料の負担割合は、高齢化の進展に伴って現役世代層の負担が過重にならないよう、ま

た、世代間の連帯と支援の観点から、被保険者数に応じて按分して負担することとなっている（2015（平成27）～17（平成29）年度は第1号保険料が22%、第2号保険料が28%）。

介護保険発足後16年余が経過し介護給付費が増大するなかで、第2号被保険者1人当たりの保険料負担月額（事業主負担、公費負担分を含む）は、2000年度の2075円から16年度には、約2.6倍の5352円となった。さらに医療保険制度においては、前期高齢者医療にかかる調整金および後期高齢者支援金も増大し、加えて支援金における総報酬割が17年度から全面实施されることとなっている。

この間、わが国の経済は低迷し、賃金の伸びもみられないなか、将来の社会を支える現役壮年世代は、子育て・教育費・住宅費など重い負担に喘いでいる。現役世代層は、既に社会の安定と老後不安の解消に向けて医療費、介護サービス費にお

いて応分の負担を、否、負担可能な域を超えた過重な負担を強いられている実態にある。

要介護ニーズの拡大に伴う負担増は、介護保険者の第1号保険料による対応が基本となるべきであり、その負担の限界を超える部分の財政調整財源については消費税収を財源とした公費負担の投入拡大により対応すべきである。また、協会けんぽが納付する第2号介護保険料に投入される国庫負担の削減の観点という当面の財源調達の方策として、さらなる被用者間の総報酬割を導入することは納得できない。

第2号介護保険料における総報酬割は、社会保障・番号制度が的確に活用され、全ての国民について資産を含めた負担能力に応じて真に公正公平な負担をする仕組みが実現された段階で、全ての保険者を通じて課題として改めて検討されるべき課題である。

介護保険料における 総報酬割の導入について

